

社会福祉法人燦生福祉会役員報酬に関する規程

平成26年 4月 1日制定

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人燦生福祉会（以下「法人」という。）定款に基づき、理事長及び理事への報酬の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程における役員報酬とは、法人が理事長及び理事に対し、理事長及び理事としての意義の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員報酬は、理事会の承認を経て支給するものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、年3,600,000円以内とする。

2 役員報酬は、原則として、理事長職にある者に限り支給するものとし、他の役員には適用しない。

3 役員については、理事会等に出席した場合は、日当として1回5,000円を支給できるものとする。

(通勤費の取扱い)

第5条 理事長及び理事の通勤費は、原則として支給しない。

(役員報酬の支給及び控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 税金・社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で理事長・理事に就任したとき、または月の途中で理事長・理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算により支給するものとする。

(協議事項)

第7条 退職金等、本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。